

（案）

## 第6期

# 京都市民長寿すこやかプラン

〔京都市高齢者保健福祉計画  
京都市介護保険事業計画〕

（平成27年度～29年度）

平成27年3月



京都市

## 《目 次》

### 第1章 はじめに

|                          |     |   |
|--------------------------|-----|---|
| 1 プランの位置付け               | ・・・ | 1 |
| 2 プランの計画期間               | ・・・ | 4 |
| 3 プランの策定                 | ・・・ | 4 |
| （1）京都市高齢者施策推進協議会の開催      | ・・・ | 4 |
| （2）市民参加・ニーズの反映           | ・・・ | 4 |
| 4 推進体制                   | ・・・ | 6 |
| （1）市民や関係団体との「協働」による計画の推進 | ・・・ | 6 |
| （2）全庁的な取組による総合的な施策の推進    | ・・・ | 6 |
| （3）関係機関・関係団体等との連携        | ・・・ | 6 |
| （4）京都地域包括ケア推進機構・京都府等との連携 | ・・・ | 6 |
| （5）プランの進捗管理              | ・・・ | 7 |

### 第2章 高齢者を取り巻く状況

|                                     |     |    |
|-------------------------------------|-----|----|
| 1 高齢者の状況                            | ・・・ | 8  |
| （1）人口・世帯の状況等の推移                     | ・・・ | 8  |
| （2）すこやかアンケート（高齢者の生活と健康に関する調査）から見る現状 | ・・・ | 17 |
| 2 第5期プランの取組状況                       |     |    |
| （1）第5期プランの重点課題ごとの主な取組状況             | ・・・ | 29 |
| （2）介護保険事業の実施状況                      | ・・・ | 38 |
| 3 介護保険制度改正の主なポイント                   | ・・・ | 55 |

### 第3章 平成37（2025）年の高齢者の姿と目指すべき地域包括ケアの姿

|                             |     |    |
|-----------------------------|-----|----|
| 1 平成37（2025）年の高齢者の姿         | ・・・ | 56 |
| 2 平成37（2025）年の目指すべき地域包括ケアの姿 | ・・・ | 60 |
| 3 第6期プラン策定に当たっての課題と方向性      | ・・・ | 61 |

### 第4章 第6期プランの計画体系

|               |     |    |
|---------------|-----|----|
| 1 基本理念及び取組の視点 | ・・・ | 64 |
| 2 計画体系        | ・・・ | 65 |

### 第5章 重点取組ごとの施策・事業

#### 重点取組1 高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりの推進

|                    |     |    |
|--------------------|-----|----|
| 1 地域での支援ネットワークの強化  | ・・・ | 72 |
| （1）地域ケア会議の充実       | ・・・ | 72 |
| （2）高齢サポートの機能の充実    | ・・・ | 75 |
| （3）地域での相談・見守り体制の充実 | ・・・ | 75 |
| （4）世代を超えて支え合う意識の共有 | ・・・ | 77 |
| 2 認知症等の要援護高齢者支援の充実 | ・・・ | 78 |
| （1）権利擁護の推進         | ・・・ | 78 |
| （2）認知症施策の推進        | ・・・ | 80 |
| （3）ひとり暮らし高齢者等支援の推進 | ・・・ | 82 |

|                                                |         |
|------------------------------------------------|---------|
| <b>重点取組 2 生きがいづくりと健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の推進</b> |         |
| 1 生きがいづくり・担い手づくりの推進                            | ・・・ 84  |
| （1）生きがいづくりの推進                                  | ・・・ 84  |
| （2）就労支援・担い手づくりの推進                              | ・・・ 85  |
| （3）すこやかクラブ京都（京都市老人クラブ連合会）の活動の充実                | ・・・ 86  |
| 2 健康寿命の延伸に向けた健康づくり・介護予防の取組の推進                  | ・・・ 86  |
| （1）健康づくりの取組の推進                                 | ・・・ 86  |
| （2）介護予防の取組の推進                                  | ・・・ 88  |
| （3）新しい介護予防・日常生活支援総合事業の実施                       | ・・・ 89  |
| <b>重点取組 3 切れ目ない医療・介護・生活支援サービスの推進</b>           |         |
| 1 医療と介護の連携強化                                   | ・・・ 92  |
| 2 介護サービスの充実                                    | ・・・ 94  |
| （1）24時間365日の支援体制の充実                            | ・・・ 94  |
| （2）介護保険事業の円滑な運営                                | ・・・ 95  |
| （3）介護サービスの質的向上                                 | ・・・ 97  |
| 3 生活支援サービス等の充実                                 | ・・・ 98  |
| （1）生活支援サービスの充実                                 | ・・・ 98  |
| （2）保健福祉サービスの充実                                 | ・・・ 99  |
| 4 介護・福祉人材に従事する人材の確保・定着及び育成                     | ・・・ 101 |
| <b>重点取組 4 安心して暮らせる住まい・環境づくりの推進</b>             |         |
| 1 安心して暮らせる住まいづくりの推進                            | ・・・ 102 |
| 2 暮らしやすい生活環境づくりの推進                             | ・・・ 104 |
| 3 防災・防犯対策や消費者施策の推進                             | ・・・ 105 |
| （1）防災・防犯対策の推進                                  | ・・・ 105 |
| （2）消費者被害対策等の推進                                 | ・・・ 106 |
| 4 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進                          | ・・・ 107 |

## 第6章 介護サービス量及び事業費の推計

|                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| 1 介護サービス量及び事業費の推計                 | ・・・ 108 |
| （1）介護サービス量の推計の手順                  | ・・・ 108 |
| （2）事業費の推計の手順                      | ・・・ 109 |
| 2 介護サービス量の推計                      | ・・・ 110 |
| （1）第1号被保険者数の推計                    | ・・・ 110 |
| （2）要支援・要介護認定者数の推計                 | ・・・ 110 |
| （3）施設・居住系サービスの利用者数の推計及び整備等目標数の設定  | ・・・ 111 |
| （4）居宅系サービスの利用量の推計                 | ・・・ 114 |
| 3 保険給付費等の事業費の推計                   | ・・・ 116 |
| （1）保険給付費の見込み                      | ・・・ 116 |
| （2）京都府財政安定化基金への拠出金                | ・・・ 119 |
| 4 地域支援事業の量の見込み及び事業規模等             | ・・・ 120 |
| （1）地域支援事業による介護予防事業の対象者数及び参加者数の見込み | ・・・ 120 |
| （2）地域支援事業の規模及び財源構成                | ・・・ 121 |
| 【参考1】第1号被保険者の保険料                  | ・・・ 124 |
| 【参考2】平成37（2025）年の本市の介護保険財政        | ・・・ 127 |

# 第1章 はじめに

## 1 プランの位置付け

### 京都市民長寿すこやかプランとは

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として、老人福祉法に策定が規定されている「老人福祉計画（本市では、「高齢者保健福祉計画」）」と、介護保険法に策定が規定されている「介護保険事業計画」の2つの計画を一体的に策定するものです。

この計画は、「安らぎのある暮らしと華やぎのあるまち」を目指した「京都市基本構想」を受け、その具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示した京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」の分野別計画のひとつとして策定しています。

### 老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）とは

老人福祉法第20条の8により、市町村における策定が義務付けられているもので、元気な高齢者への健康づくりや生きがいつくり、ひとり暮らし高齢者への生活支援をはじめ、寝たきりや認知症、要介護状態になることを予防するサービスの提供、さらには要介護高齢者への介護サービスの提供など、本市に暮らす高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくりなどについて定めることとされています。

### 介護保険事業計画とは

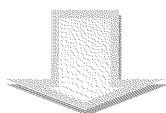
介護保険法第117条により、市町村における策定が義務付けられているもので、地域における介護保険サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業等について定めることとされています。

老人福祉法及び介護保険法では、これら2つの計画を一体的に策定することとされており、本市では、両計画を調和のとれた計画とするため、「京都市民長寿すこやかプラン」として一体的に策定しています。

## プランの位置付け

### 京都市基本構想

21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想  
(平成13(2001)～37(2025)年)



#### 京都市基本計画

(はばたけ未来へ！京プラン)

基本構想の具体化のために全市的  
観点から取り組む主要な政策を示す  
計画

(平成23(2011)～32(2020)年度)

#### はばたけ未来へ！京プラン 実施計画

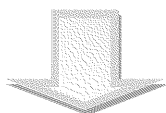
重点戦略及び行政経営の大綱を推進  
するための計画

(平成24(2012)～27(2015)年度)

#### 各区基本計画

基本構想に基づく各区の個性を生か  
した魅力ある地域づくりの指針とな  
る計画

(平成23(2011)～32(2020)年度)

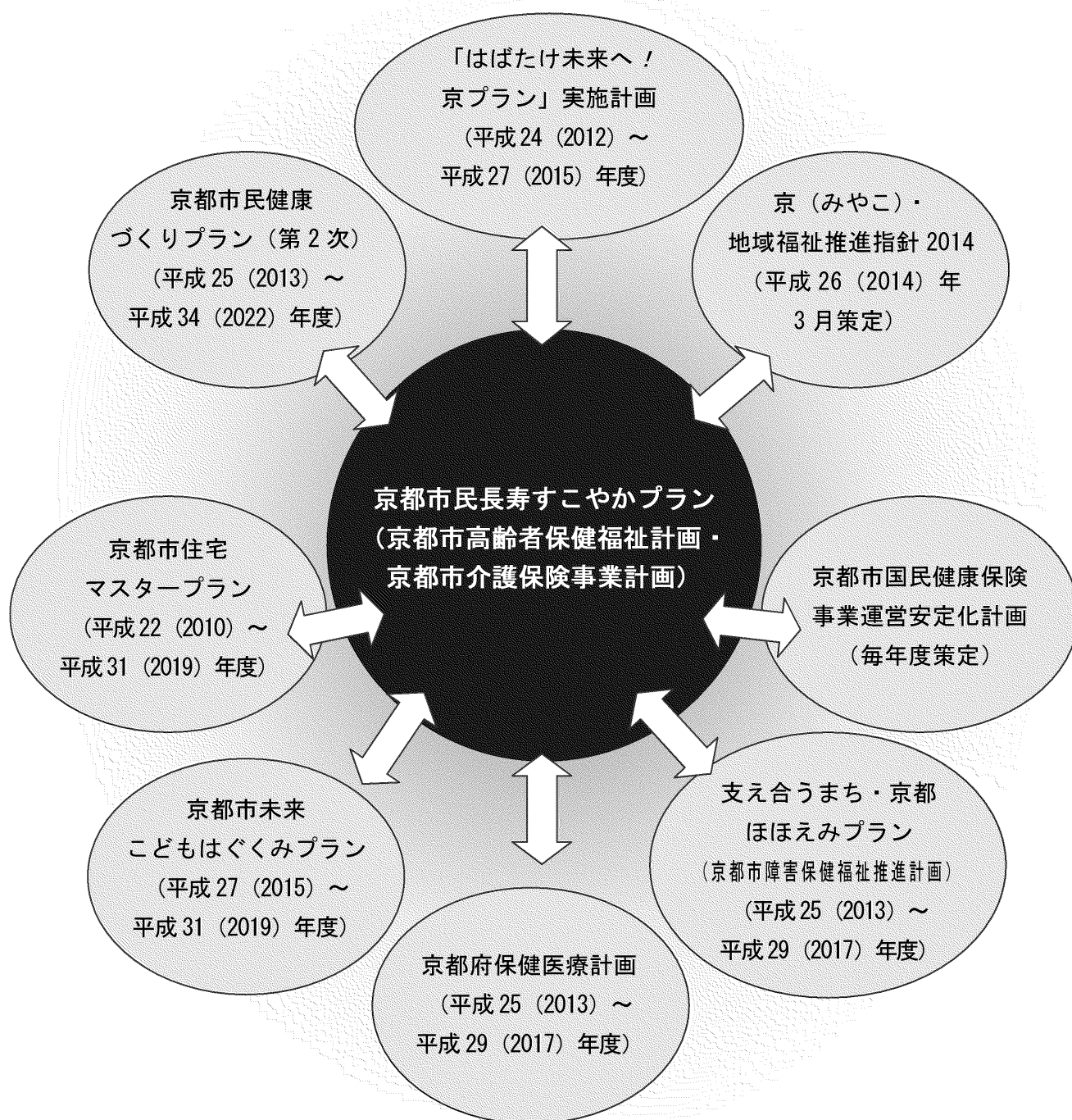


### 京都市民長寿すこやかプラン

(京都市高齢者保健福祉計画／京都市介護保険事業計画)

この「京都市民長寿すこやかプラン」は、京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」における高齢者保健福祉分野を具体化する計画として、「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画及び関連する他の分野別計画や京都府保健医療計画との整合性を図るとともに、十分な連携のもとに推進します。

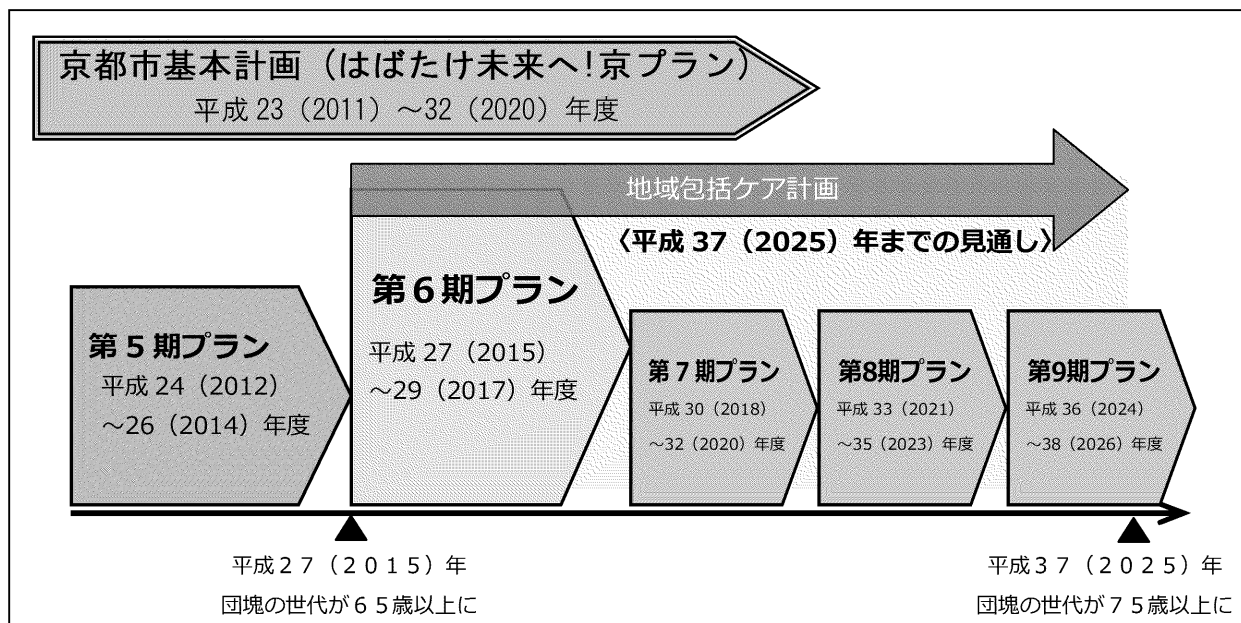
主な分野別計画等との連携



## 2 プランの計画期間

第6期プランの計画期間は、平成27年度から29年度までの3年間です。

第6期以降のプランは、「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる平成37（2025）年を見据え、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、中長期的な視野に立った施策の展開を図ることとしています。



## 3 プランの策定

### （1）京都市高齢者施策推進協議会の開催

市民公募委員をはじめ、学識経験者、介護、保健、医療及び福祉の関係者により構成される「京都市高齢者施策推進協議会」において、計画の内容等の協議を行いました。

### （2）市民参加・ニーズの反映

第6期プランの策定に当たっては、市民の皆様の意見を採り入れるため、京都市高齢者施策推進協議会への市民参加や協議会の公開のほか、平成25年度に2万人を超える市民の皆様を対象とした「すこやかアンケート（高齢者の生活と健康に関する調査等）及び介護サービス事業者に関するアンケート」を実施し、プラン策定のための基礎資料として活用しました。

また、この第6期プランの中間報告について、市民説明会を開催するとともに、平成26年12月から1箇月間にわたるパブリックコメントを実施し、市民の皆様から御意見・御提言をいただくなど、市民参加によりプランづくりを進めてきました。

## **ア 中間報告に係る市民説明会の開催と御意見・御提言の募集（パブリックコメント）**

### **（ア）市民説明会の開催**

市民の皆様はプラン策定の検討内容を知っていただくとともに、市民の皆様はプランに反映させていくため、「京都市高齢者施策推進協議会」での議論を経て、平成26年12月に第6期プランの中間報告をとりまとめました。

この中間報告に係る市民説明会を、平成26年12月18日に「ひと・まち交流館 京都」において開催し、第5期プランの取組状況、第6期プランの基本的な考え方及び重点取組ごとの取組方針と主な施策・事業、介護サービス量の推計などについて説明しました。

なお、市民説明会には、108人の市民の皆様は御参加いただきました。

### **（イ）御意見・御提言の募集（パブリックコメント）**

平成26年12月から平成27年1月にかけて、中間報告に係るパブリックコメントを実施しました。実施に当たっては、多くの市民の皆様は訪れる区役所・支所、市役所案内コーナー、図書館等での配架に加え、「市民すこやかフェア」などの機会を活用したPRや、老人福祉員研修会をはじめとする各種研修会における説明、当事者・関係団体への周知等、多くの意見をいただけるよう取り組んできました。その結果、（ア）の市民説明会でお寄せいただいたものを含め、251通、406件の御意見・御提言をいただきました。

いただきました御意見・御提言につきましては、京都市高齢者施策推進協議会に報告し、可能な限りプランに反映させていただきました。

御意見・御提言とそれに対する本市の考え方（回答）については、本市ホームページにおいて公開しています。

## **イ 京都市政出前トーク等の実施**

市民の皆様等に市政に関する理解を深めていただくとともに、これからのまちづくりについて共に考えるきっかけとするため、担当部署の職員が出向いて施策や事業、まちづくりについて説明する京都市政出前トークや各種会合等、あらゆる機会を活用する中で、介護保険制度をはじめとする各種制度の内容や本市の高齢者保健福祉に関する取組状況、第6期プランの策定等について共に考える学習機会を市民の皆様等に積極的に提供しました。

なお、中間報告に関しては、17回、約1050人の市民の皆様等に説明を行いました。

## 4 推進体制

### (1) 市民や関係団体との「協働」による計画の推進

「京都市民長寿すこやかプラン」を着実に推進し、安心して暮らせる健康長寿のまちをつくっていくためには、高齢者本人やその家族が地域包括ケアの理念を理解するとともに、高齢者自身を含む市民・地域社会、関係機関・関係団体等、行政がそれぞれの役割を発揮し、計画の推進に主体的に関わることが求められています。

本市の都市経営の基本計画となる京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン」（平成23年度～32年度）では、「参加と協働による市政運営とまちづくりを実現」することが、地域主権時代の都市経営のあるべき姿と位置付けており、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき、それぞれが役割を分担のうえ、「協働」によりこのプランを推進します。

### (2) 全庁的な取組による総合的な施策の推進

第6期プランでは、京都市版地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を一層推進するため、医療や住まいをはじめとする多分野との連携をこれまで以上に促進する必要があることから、政策の「融合」を更に進め、より総合的かつ効果的な施策を推進します。

### (3) 関係機関・関係団体等との連携

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市の高齢者保健福祉施策の総合計画として、元気な高齢者から介護を必要とする高齢者、あるいは高齢期に向かう壮年期の方までを幅広く対象とした施策・事業等を掲げており、その推進に当たっては医療・介護・保健・福祉を中心とする関係機関・関係団体等の協力が不可欠です。今後とも相互に連携を図り、協力関係を強固なものとしていきます。

### (4) 京都地域包括ケア推進機構・京都府等との連携

#### ア 京都地域包括ケア推進機構との連携

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」をオール京都体制で実現することを目的として設置された京都地域包括ケア推進機構に参画し、行政・医療・介護・福祉・大学等のあらゆる団体と連携・協働して地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

#### イ 京都府との連携

介護サービスの基盤整備や介護人材の確保・育成等、市域のみではなく、広域的な調整等が必要となる様々な分野で、京都府との連携を強化していきます。

#### ウ 近隣市町村との連携

近隣市町村とは、介護サービス事業者の新規参入の動向やサービスの提供状況、適正な事業運営ができない事業者等の情報交換を中心に連携するとともに、地域の共通の課題についても意見交換等を行います。

#### エ 政令指定都市との連携

政令指定都市及び東京都による大都市民生主管局長会議等を定期的を開催し、高齢者保健福祉施策の推進や介護保険事業の円滑な運営等について、大都市共通の課題を中心に意見交換等を行ってきました。

今後とも、他都市の情勢を把握し、先進的な取組を本市の実情に合わせて積極的に取り入れるとともに、全国的な課題や問題点については国に要望していきます。

### (5) プランの進捗管理

本市では、プランの進捗状況の点検・評価及び次期プランの内容等に関する協議を含め、広く高齢者福祉の推進に資する協議を行う場として「京都市高齢者施策推進協議会」を設置しています。第6期プランにおいても、引き続き、市民公募委員をはじめ、学識経験者、介護、保健、医療及び福祉の関係者による同協議会において進捗管理を行います。

また、第6期プランの進捗状況について市民や関係者の皆様に知っていただくため、同協議会や区役所・支所が開催する介護サービス等事業者連絡会等での報告のほか、ホームページ等による情報提供を行います。